

公的研究費等に係る適切な運営管理について

平成 27 年 11 月 18 日

理事長裁定

湘南医療大学における研究不正防止計画を踏まえ、公的研究費（科学研究費補助金などの競争的資金）等における適正な予算執行を行うため、次の通り裁定する。

第 1 条 本学が管理する公的研究費等の管理については、学校法人湘南ふれあい学園經理規程に基づく他、この裁定による

第 2 条 予算の執行状況及び発注段階での支出財源・科目等の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく管理しなければならない。

第 3 条 公的研究費等の発注・検収業務及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理はすべて事務部で行う。なお、研究者による直接発注は認めない。

第 4 条 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収方法は次の方法によることを原則とする。

1. 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。
2. 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。

第 5 条 発注しようとする取引業者については、すべての取引業者に対し、本学構成員との不正発生防止のため、「公的資金等を財源とする物品供給等に関する誓約書（別紙様式）」の提出を求め、未然の不正防止対策を行う。

第 6 条 研究資金の不正使用が発生した場合、不正使用に関与した業者等について、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第 7 条 研究代表者等ならびに事務職員は、次の各号で定めるとおり、それぞれの責任と権限により、競争的資金等の適正な執行の確保及び不正使用の防止に努めなければならない。

- (1) 研究代表者は、当該課題における研究開発の責任者として運営及び管理を担い、当該課題に参画する研究者等を統括するとともに、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。
- (2) 研究課題に参画する研究分担者は、当該課題の代表者の運営及び管理の下、誠実に分担する研究開発を行い、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。
- (3) 前2号の他、統括管理責任者の統括指揮の下、競争的資金等を運営及び管理等の業務を担当する事務職員は、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。

公的研究資金等を財源とする物品供給等に関する誓約書

最高管理責任者

湘南医療大学長 殿

(自署) _____ は、公的資金を扱うものの責務として、湘南医療大学（以下、大学）との全ての取引において、大学及び競争的資金等の関連規定を遵守し不正に関与しないこと、大学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報することを約束いたします。

なお、大学の内部監査、その他調査等において、必要があれば取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力し、万が一、不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

〔備考〕

関連規定とは、「学校法人湘南ふれあい学園 経理規程」「湘南医療大学研究倫理規程」、「湘南医療大学における研究不正防止計画」、「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正防止等に関する規則」等をいう。